

平成22年1月13日
監査委員決定

平成22年随時監査（東京オリンピック・パラリンピック招致に係る事務の執行について）実施計画

1 実施方針

2016年東京オリンピック・パラリンピック招致活動に係る経費の使途について、都民の高い関心を考慮し、知事より監査の実施について依頼があった（平成21年12月28日付21東才企総第799号）。

同招致活動に係る事務の執行については、定例監査、財政援助団体等監査などにより必要な監査を行ってきたところであるが、招致活動期間を通じた監査を、時宜に即して行うことが必要と思われることから、当該事務の執行について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき監査を実施することとする。

2 監査対象局及び団体

- (1) 局 東京オリンピック・パラリンピック招致本部
- (2) 団体 特定非営利活動法人東京オリンピック・パラリンピック招致委員会

3 監査の対象

- (1) 局 平成18年度から平成21年度における財務に関する事務等の執行
- (2) 団体 平成18年度から平成21年度における出納その他の事務の執行で東京都が行う財政的援助に係るもの

4 監査期間

平成22年1月18日（月）から同年2月23日（火）まで

5 実地監査日程

- (1) 局 平成22年1月18日及び19日
- (2) 団体 平成22年1月20、21及び22日

6 報告書様式

報告書の様式については、別途決定する。

7 監査の通知並びに結果に関する報告及び公表

知事及び団体に対する監査の実施通知は、本計画決定後速やかに行い、監査の結果に関する報告及び公表は、講評終了後速やかに行う。